

大口町地域イベント事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人地域社会振興財団が行う「長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業」の一環として一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）が交付する交付金を財源に、地域の活性化に貢献すると認められるイベント（以下「地域イベント」という。）に対し交付する大口町地域イベント事業費補助金（以下「補助金」という。）に関して、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の交付対象となる者は、大口町内に事務所又は主たる活動場所を有する現に活発に活動している団体及び組織（以下「団体等」という。）で、地域イベントを主体となって実施するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる地域イベント（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 町内で行われるもので、広く町民が参加することができる。
- (2) 適正な収支計画に基づく実現性の高いものであること。
- (3) 事業の必要性が高いものであること。
- (4) 過去5年以内にこの要綱による補助金を受けていないこと。
- (5) センターが定める当該事業実施年度における地域イベント助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する助成対象事業の要件及び付帯条件を満たすこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とし、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 慶弔費及び交際費に類するもの

(2) 食糧費に類するもの

(3) その他町長が適当でないと認めるもの

2 補助対象経費の算定については、実施要綱に規定する助成対象経費の算定基準によるものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、100万円を限度とし、実施要綱の規定により町がセンターから内示を受けた交付金の額に基づき、予算の範囲内で町長が定める。

(交付申請)

第6条 補助金を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める日までに、大口町地域イベント事業費補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、次に定めるところにより申請者に通知する。

(1) 補助金の交付 大口町地域イベント事業費補助金交付決定通知書（様式第2）

(2) 補助金の不交付 大口町地域イベント事業費補助金不交付決定通知書（様式第3）

(変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「実施団体」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に変更が生じる場合は、あらかじめ大口町地域イベント事業変更承認申請書（様式第4）に必要書類を添えて町長に申請し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、大口町地域イベント事業変更承認通知書（様式第5）により実施団体に通知する。

(概算払)

第9条 町長は、補助金の交付目的を達成するため必要であると認めるときは、実施団体に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による補助金の概算払を受けようとする実施団体は、大口町地域イ

イベント事業費補助金概算払請求書(様式第6)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 実施団体は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定のあった日の属する翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、大口町地域イベント事業実績報告書(様式第7。以下「実績報告書」という。)に実施要綱で必要とされる添付書類、その他必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、補助金額を確定し、大口町地域イベント事業費補助金確定通知書(様式第8)により実施団体に通知する。

(補助金の請求等)

第12条 前条の通知を受けた実施団体は、速やかに大口町地域イベント事業費補助金請求書兼精算書(様式第9。以下「請求書」という。)を町長に提出するものとする。

2 町長は、請求書の提出があった場合において、確定した補助金額が既に交付した補助金の額を超えるときは、速やかにその差額を交付する。

3 第9条の規定による補助金の概算払を受けた実施団体は、既に交付を受けた補助金に残額が生じたときは、速やかにその残額を返納しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、実施団体が実施要綱及びこの要綱の規定に違反した場合、又は実績報告書の内容が申請書の内容と著しく異なった場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取り消し部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(検査)

第14条 町長は、補助金の交付の適正を期するため、補助事業の検査を行うことができる。

(その他必要事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成28年6月27日 大口町告示第95号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年4月1日からこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に既に実施された地域イベント事業については、施行日後速やかに交付申請を行うものとし、交付決定を受けたときは、交付決定を受けた日から起算して30日以内に実績報告を行うものとする。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第47号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

大口町地域イベント事業費補助金交付申請書

年　月　日

大口町長　　様

申請者　所在地

名　称

代表者

連絡先

地域イベントの実施に当たり大口町地域イベント事業費補助金の交付を受けたい
ので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 申請額

事業費総額（A）	団体充当額（B）	申請額（A-B）

3 事業の実施計画

(1) 事業計画の内容

(2) 事業の実施予定　　年　月　日から　　年　月　日まで

4 添付資料

事業計画書、収支予算書、見積書、その他必要書類

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町地域イベント事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町地域イベント事業費補助金については、下記のとおり交付することを決定しました。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付条件

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町地域イベント事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町地域イベント事業費補助金については、下記理由により不交付と決定しました。

記

理 由

様式第4（第8条関係）

大口町地域イベント事業変更承認申請書

年　月　日

大口町長

様

実施団体　所在地

名　称

代表者

年　月　日付け　第　号で交付決定を受けた補助事業について、
下記のとおり変更したいので申請します。

記

1　変更理由

2　変更する内容

3　添付書類（変更内容のわかる書類）

様式第5（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町地域イベント事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業の変更について、下記のとおり承認します。

記

1 補助事業名

2 変更承認内容

3 承認条件

様式第6（第9条関係）

大口町地域イベント事業費補助金概算払請求書

年　月　日

大口町長　　様

請求者　所在地

名　称

代表者

年　月　日付け　第　号で交付決定を受けた大口町地域イベン
ト事業費補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので請求します。

記

1 補助事業名

2 交付決定額　金　　円

3 概算払請求額　金　　円

概算払を必要とする理由

4 振込先

金融機関名	種別	口座番号	フリガナ 口座名義人
銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店	普通 当座	

様式第7（第10条関係）

大口町地域イベント事業実績報告書

年　月　日

大口町長 様

実施団体 所在地

名 称

代表者

年　月　日付け 第　号で交付決定を受けた補助事業が完了しました。

記

1 補助事業完了日 年　月　日

2 事業の実施状況

3 事業費支出状況

4 添付書類

收支決算書、その他必要書類

様式第8（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町地域イベント事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業について、下記の
とおり大口町地域イベント事業費補助金の額を確定しました。

記

1 交付決定額	金	円
2 確定額	金	円

様式第9（第12条関係）

大口町地域イベント事業費補助金請求書兼精算書

年　月　日

大口町長　　様

請求者　所在地

名　称

代表者

大口町地域イベント事業費補助金を下記のとおり（請求・精算）します。

記

1 確定額 (A)	金	円
2 既受領済額 (B)	金	円
3 請求・精算額 (C=A-B)	金	円